

公告等方法届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電話（ ） —

電子メール

環境影響評価に関する条例

第7条の2第3項 第8条第2項において準用する同条例
第7条の2第3項 第14条第2項において準用する同条例
第7条の2第3項
第21条第2項において準用する同条例第7条の2第3項

の規定により、次のとおり

配慮書等
概要書等
準備書等
評価書等

の公告、縦覧及び公表をしますので、届け出ます。

対象事業等の名称			
公 告	公告の方法		
	公告年月日		
	公告の対象地域		
	公告の内容		
縦 覧	縦覧場所		
	縦覧期間及び縦覧時間		
公 表	インターネットの利用	公表するウェブサイトの URL	
		公表期間	
		公表内容	
	上記以外の方法による場合の公表の方法の内容		

提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例 { 第7条の3第
9条第1項 第
15条第1項
第22条第1項 } の規定により、別添のとおり下記の対象事業等

に係る { 配慮書等
概要書等
準備書等
評価書等 } を提出します。

記

対象事業等の名称

説明会開催等実施届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例 { 第9条の2第2項
第16条において準用する同条例第9条の2第2項 } の規定に

より、次のとおり説明会の開催その他 { 概要書
準備書 } の内容の周知を図るために講ずる措置について
届け出ます。

対象事業等の名称		
説明会	開催の日時	
	開催の場所	
	会場の収容人員	
	内容についての 問い合わせ先	
説明会の開催以外に 講ずる措置の内容		

説明会開催等実施状況報告書

年 月 日

兵庫県知事

様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例 { 第9条の2第5項
第16条において準用する同条例第9条の2第5項 } の規定に

より、次のとおり説明会の開催その他 { 概要書
準備書 } の内容の周知を図るために講じた措置について
報告します。

対象事業等の名称		
説明会	開催の日時	
	開催の場所	
	参加した者の数	
	経過及び概要	
	配布した書類及び 図面の種類	
	開催の公告の方法	
説明会の開催以外に 講じた措置の内容		
その他の記載事項		

添付書類

- 1 説明会の会議録
- 2 説明会で配布した書類及び図面
- 3 説明会の開催の公告をした事実を証する書類
- 4 説明会の開催以外に概要書の内容の周知を図るための措置を講じた場合は、その事実を証する書類
- 5 その他必要な書類及び図面

様式第5号 削除

氏名等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例 { 第24条第1項 } の規定
第31条第1項において準用する第24条第1項

により、次のとおり氏名等の変更をしましたので届け出ます。

対象事業等の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

対象事業等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール
.....

環境影響評価に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり対象事業等の名称等の変更をしますので届け出ます。

事 項	変更前	変更後
対象事業等の名称		
対象事業等の目的		
対象事業等の概要又は内容		
変更の理由		

事業者変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例 { 第 25 条第 1 項 } の規定
{ 第 31 条第 2 項において準用する第 25 条第 1 項 }

により、次のとおり事業者に変更がありましたので届け出ます。

対象事業等の名称		
変更前の事業者	氏名又は名称	
	住所	
変更年月日		
変更の理由		

対象事業等廃止（中止）届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例 { 第26条第1項 } の規定
第31条第3項において準用する第26条第1項

により、次のとおり対象事業等を廃止（中止）しましたので届け出ます。

対象事業等の名称	
廃止（中止）年月日	
廃止（中止）の理由	
廃止（中止）後の予定	

工事着手届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり対象事業等の工事に着手しますので届け出ます。

対象事業等の名称	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	

工事完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） —

.....
電子メール
.....

環境影響評価に関する条例第29条第2項の規定により、次のとおり対象事業等の工事が完了しましたので届け出ます。

対象事業等の名称	
工事完了年月日	

事後監視調査結果報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） -

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例第30条第2項の規定により、次のとおり事後監視調査の結果について報告します。

対象事業等の名称	
対象事業等の工事の進行状況	
事後監視調査の期間	
事後監視調査の内容	
事後監視調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
環境の保全と創造のために講じた措置の概要	
その他の記載事項	

事後監視調査結果報告書公表方法届

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
担当者氏名

.....
電話 () -
.....

.....
電子メール
.....

環境影響評価に関する条例第 30 条第 5 項の規定により、次のとおり事後監視調査結果報告書の公表の方法について届け出ます。

対象事業等の名称		
インターネットの利用	公表するウェブサイトの URL	
	公表期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	公表内容	
上記以外の方法による場合の公表の方法の内容		

環境影響評価手続実施届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
担当者氏名

.....
電話（ ） ー

.....
電子メール

環境影響評価に関する条例施行規則第31条第1項の規定により、下記の対象事業等に係る環境影響評価に関する手続を行うこととしましたので届け出ます。

記

対象事業等の名称

様式第 14 号 (第 35 条関係)

(表面)

第 号 身分証明書 写真 上記の者は、環境影響評価に関する条例（平成 9 年兵庫県条例第 6 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、検査を行う職員であることを証明します。 年 月 日 兵庫県知事 印	6 セ ン チ メ ー ト ル
9 センチメートル	

(裏面)

環境影響評価に関する条例（抜粋） (勧告又は公表) 第 36 条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 (7) 第 38 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは規則で定めるところにより、当該事業者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。 (立入検査) 第 38 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所又は対象事業等の実施等が行われている地域に立ち入り、当該対象事業等の実施等の状況を検査させることができる。 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
--